

<弁護士費用について>

ご依頼の場合にかかる費用及び、顧問契約の料金についての費用は2ページ目、3ページ目をご覧ください。

### 1 法律相談にお越しの場合にかかる費用

|                          |                 |              |  |
|--------------------------|-----------------|--------------|--|
|                          |                 | 30分5000円     |  |
| 法律相談料                    | ・債務整理についての相談    | 初回のみ無料。      | 法テラスの相談援助制度を利用できる場合には法テラスが相談料を負担するので無料になります。詳しくは、当事務所または法テラスにお問合せください。 |
|                          | ・離婚・夫婦関係についての相談 | 初回のみ1時間まで無料。 |  |
| 簡易な書類作成（法律相談時すぐに作成できるもの） |                 | 1種類5000円     | ※ご希望がある場合に限り作成するものです。  |

## 2 ご依頼の場合にかかる費用

※以下はあくまで一例です。記載のない種類のご依頼などもありますので、詳しい弁護士費用の算定方法などは当事務所までお電話またはお問合せフォームにてお問合せください。

※弁護士費用はご依頼の内容などにより異なりますので、ご依頼を検討される場合など、ご相談後にお申し出があれば見積もりをします。見積もり後、ご依頼されなくても構いませんので、お気軽にお申し出ください。

※着手金とはご依頼時にいただく手数料のようなものです。報酬金はいわゆる成功報酬でご依頼の遂行が終了した時点での成功具合によりいただく報酬です。着手金・報酬金以外に立替実費の精算があります。遠方への出張を要する・拘束時間が通常より著しく長いなどの場合、日当をいただくこともあります。

※弁護士費用の支払いが難しい状況にある方については、法テラスの民事法律扶助などの利用によって、減額や分割が可能になる場合があります。詳しくはお問合せください。

※以下の表示はすべて税別です。

| ご依頼内容  |                                 | 着手金                                 | 報酬金        |
|--|---------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 書類作成   | 契約書・合意書など                       | 5万円～                                | 0円         |
|  | 内容証明郵便                          | 3万円～                                | 0円         |
|  | 遺言書作成                           | 10万円～                               | 0円         |
| 紛争解決・手続などのご依頼<br>※右記は請求する金額、得られた金額が300万円以内の場合を記載しています。300万円をこえる場合、パーセンテージが低くなります。詳しくはお問合せください。 | 交渉                              | 請求する金額の5%（ただし、算定額が7万円を割った場合には7万円）   | 得られた金額の20% |
|  | ADR（裁判所以外の機関での話し合いを前提とした手続）     | 請求する金額の8%（ただし、算定額が10万円を割った場合には10万円） | 得られた金額の16% |
|  | 調停（民事調停、家事調停—裁判所での話し合いを前提とした手続） |                                     |            |
|  | 訴訟                              |                                     |            |
|  | 破産申立                            | 着手金20万円～                            | 0円         |
| 債務整理（交渉）   | 債権者1社あたり2万円                     | 債権者1社あたり2万円                         |            |

### 3 顧問契約の料金について

※顧問契約とは、3か月以上継続的に法的サービスを提供する月額料金制の契約です。事業を行っている方以外に個人の方でも契約可能です。定期的に法律相談等を受けたい方、何かあったときにはすぐに対応してほしい方などに向いているサービスです。以下の表以外でもプランを柔軟に構築することもできますので、お気軽にご相談ください。

| 種別         | プラン料金        | 内容   |
|------------|--------------|--|
| 事業者（個人・法人） | 1か月1万円プラン    | ①法律相談の優先予約<br>②法律相談月2回まで無料<br>③メールによる緊急相談月1案件無料で可能   |
|            | 1か月3万円プラン    | ①法律相談の優先予約<br>②法律相談無料<br>③緊急の場合のメール等による相談が無料で可能<br>④簡易な書類作成無料<br>⑤代表者・従業員個人の法律相談初回無料（案件ごと）   |
|            | 1か月5万円以上プラン  | ①法律相談の優先予約<br>②法律相談無料<br>③緊急の案件でなくてもメール等柔軟な相談可能<br>④簡易な書類作成無料<br>⑤代表者・従業員の個人的な法律相談も無料<br>⑥緊急対応<br>⑦依頼時の弁護士費用割引<br>⑧その他希望に応じてサービス付加可能（内容により料金は異なります。） |
| 事業者以外の個人   | 1か月2980円のプラン | ①法律相談の優先予約<br>②メールによる簡易な法律相談無料   |
|            | 1か月4980円のプラン | ①法律相談の優先予約<br>②メールによる簡易な法律相談無料<br>③法律相談案件ごと初回無料  |